

★ News 『マイナンバー法』施行・今後のスケジュール



『マイナンバー法』（『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』平成 25 年 5 月 24 日成立、5 月 31 日公布）が 10 月 5 日施行され、制度がスタートしました。これから個人番号の通知が始まり、平成 28 年 1 月 1 日から個人番号の使用が開始されます。

■ 個人番号の通知 → 名古屋市の場合、平成 27 年 11 月から順次、郵送されます。
(名古屋市 HP より)

■ 法人番号の通知 → (国税庁 HP より) 愛知・岐阜・三重・静岡など…平成 27 年 11 月 11 日 発送予定
東京都…平成 27 年 10 月 22 日～10 月 28 日 発送予定

■ 源泉徴収と個人番号記載・スケジュール

平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)
・施行 (10/5) ・ <u>番号通知 (10～11 月)</u> ・準備期間 (制度の理解と 安全管理措置など)	・使用開始 (1/1～) ・ <u>「扶養控除等 (異動) 申告書」 (1/1～)</u> → 給与所得者は <u>個人番号を記載</u> する。 → 給与支払者は <u>本人確認</u> を行う。 ・平成 28 年分年末調整	・平成 28 年分給与所得の <u>「源泉徴収票」</u> (～1/31) ・平成 28 年分「法定調書」 (～1/31) ・平成 28 年分所得税 「確定申告書」 (2/16～3/15)
※番号記載は開始しない	※「扶養控除等 (異動) 申告書」に記載	※申告書・法定調書に記載

(注意) 退職所得など、平成 28 年中に申告書や法定調書に記載が必要な場合があります。

■ 個人番号の使用開始が始まる前に、会社が準備すること

- 個人番号の「事務取扱担当者」を決め、教育・監督を行う。
- 個人番号事務を取り扱う会社内のスペース (管理区域) (取扱区域) に、安全管理の措置をする。
→ 管理者以外の目に触れないよう、施錠による入退室管理、座席の隔離・配置換えなど
- 会計ソフト・システムの番号制度への対応、セキュリティ対策を講じる。
- 情報漏洩を防止するための対策を講じる。
→ データの暗号化・パスワードによる保護、施錠できるキャビネットでの書類保管、
廃棄・削除の手法は、焼却・溶解 (廃棄証明)、シュレッダー利用など
- 従業員が、個人番号の提供、個人番号 (扶養親族等を含む) を記載した「扶養控除等 (異動) 申告書」の提出をスムーズに行えるように、
情報の共有や研修を行う。

■ 本人確認 (なりすましを防ぐため)

会社は従業員から個人番号の提供を受けるとき、次の書類により本人確認を行います。

- ① 個人番号カード
- ② 通知カード + 運転免許証など

○「控除証明書」など年末調整や確定申告に必要な書類が郵送され始めます。保管をお願い致します。

〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9

田中会計事務所 税理士 田中育雄

TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259

<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>